

E	C	P	2	5	1	5	6
---	---	---	---	---	---	---	---

該非判定書

Export Control Certificate

<2025年5月28日施行政省令対応>

貨物名 コンクリート探知機/デジタル探知機/マルチ探知機

<輸出貿易管理令>

当該貨物は、リスト規制対象貨物に 非該当 であると判定致します。

(参照:輸出貿易管理令別表第1 1~15項 2025年5月28日 施行対応)

<米国輸出管理規則>

当該貨物は、米国再輸出規制の対象外 です。

作成日 2025年6月24日

ボッシュ株式会社 電動工具事業部

輸出管理責任者 高橋 俊輔

注意事項

- この該非判定結果リストはロシア・ベラルーシ向けに使用することはできません。
 - 日本国内で販売されている弊社商品は、日本国内での使用を前提としております。従いまして、弊社の発行する該非判定書類は、弊社製品の海外での使用を保証するものではありません。
 - 海外でのご使用による安全上、品質上の問題、あるいは各国における規制への未対応などの問題が起こりましても、弊社は責任を負いかねます。
 - 弊社商品を輸出する場合は、お客様の責任において外為法及び関連政省令を遵守いただきますようお願いします。
 - 発行する該非判定書は、弊社が確認できる限りにおいて外為法及び関連政省令に照らして判定した結果を記載したものであり、政府機関から輸出の許可が得られることを保証するものではありません。
 - 本リストに記載の輸出貿易管理令別表第1とは、製品本体の該非判定結果のことを意味します。
 - 本リストに記載の輸出貿易管理令別表第1に非該当と記載されているものは、規制の対象品目であるが規制内容に該当しないもの、または規制の対象品目ではないものを指します。
- また、規制内容に該当である場合においては、その該当項目および省令の条項号を記載しています。
- 輸出貿易管理令別表第1、別表第2または外国為替令別表に該当する場合は、本製品を輸出または外国に持ち出す際には事前に経済産業大臣の許可または承認(別表第2に該当の場合)が必要になります。
 - 輸出貿易管理令別表第1または外国為替令別表に非該当の製品は全て16項に該当します。キャッチオール規制で定められている要件に照らし、お客様にて、経済産業大臣の許可が必要かどうかご判断いただきますようお願いします。

ボッシュ株式会社
Bosch Corporation

該非判定結果リスト

<2025年5月28日施行政省令対応>

品名	型式	輸出貿易管理令	米国輸出規制 ECCN等
		別表第1 判定結果	
コンクリート探知機	D-TECT150CNT	非該当	対象外
コンクリート探知機	D-TECT200JP	非該当	対象外
コンクリート探知機	D-TECT200JPS	非該当	対象外
デジタル探知機	GMS120	非該当	対象外
デジタル探知機	GMS120-27	非該当	対象外
マルチ探知機	GMD120	非該当	対象外